

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- \* 社会生活の学習の場である学校では、生徒・教員の誰もがいじめの当事者になり得ると言う意識を共有する。
- \* いじめは自尊感情の欠如と密接な関係があるため、学校の教育課程全般を通じて自尊感情を高める手だてを講ずる。
- \* ピア・サポート活動を通して、他者への感謝と思いやりの心を育む。

【未然防止】

- \* 自治意識・自浄力を高める。
- \* 規範意識・自尊感情を高める。
- \* ピア・サポート活動の推進
- \* 道徳教育と人権教育の推進
- \* 縦割り活動の推進
- \* あいさつの指導
- 昨年度の取り組みの評価 —
- ・ いじめ認知件数 8 件（被害生徒 8 名）
- ※ 重大事案に該当するいじめは 0 件
- ・ 加害生徒 14 名  
（全校生徒に対する割合約 2%）

【早期発見】

- \* 学校生活実態調査（学期 1 回）
- \* 教育相談（1 学期・2 学期）
- \* 生活ノート点検（学級担任）
- \* 学校生活アンケート（学期 1 回）
- \* 職員間の情報共有（一報の活用）
- \* 欠席者への連絡・家庭訪問
- 昨年度の取り組みの評価 —
- ・ 教員による発見（4 / 8 件）
- ・ アンケートによる発見（1 / 8 件）
- ・ 生徒本人から教員への訴え（2 / 8 件）

【早期対応】

- \* 学年部による実態把握
- \* 管理職・生徒指導・学年部での指導方針確認
- \* 指導と当該家庭への指導・対応について連絡
- \* 再発防止のためのケア
- \* 登校渋滞・欠席が認められる場合は家庭訪問
- 昨年度の取り組みの評価 —
- ・ 一定の解消を見たもの（7 / 8 件）
- ・ 解消に向けて取組中（1 / 8 件）後、解消
- ・ 再発件数（0 / 8 件）

【PTA や地域との連携】

- \* PTA 生活部による全保護者参加のあいさつ運動（5 月～1 月）
- \* 地区補導委員会への情報提供（毎月 1 回）
- \* 民生児童委員との情報交換会（年間 2 回）
- \* 家庭教育の重要性についての啓発活動（学校通信等）

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- \* 道徳でのいじめを題材とした授業の実施
- \* 生徒会活動や行事でのピア・サポート活動の充実
- \* 各学級での「人間関係づくりプログラム」の活用
- \* アンケート項目にいじめを目撃した場合の質問項目を設定

【いじめ対策委員会】

- 委員  
 学校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事  
 養護教諭・特別支援コーディネーター  
 不登校担当・学年主任・PTA 代表  
 ※ 必要に応じて  
 スクールカウンセラー  
 スクールソーシャルワーカー

【職員研修・指導体制】  
【取組等の点検】

- \* 「静岡県いじめ対応マニュアル」及び県の基本方針の確認
- \* 高洲中学校のいじめ防止基本方針の職員への周知
- \* 「いじめの定義」の周知確認。
- \* スクールカウンセラーを講師としたいじめ防止に関わる研修（年 1 回）
- \* アンケート結果、生徒指導月例調査結果からいじめ防止への取り組みを点検

【関係機関との連携】

- ・ 触法行為は躊躇なく、警察との連携を図る。
- ・ スクールカウンセラー等による心のケアを進める。